

2. 小型自動車競走の審判の要領

制定 平成20年4月1日（平成20年4月1日・平成20・04・01製第18号認可）

改正 平成25年3月19日（平成25年3月19日・平成24年度第12回理事会）

〃 平成26年3月28日（平成26年3月28日・20140307製第15号認可）

小型自動車競走の審判の要領

公益財団法人 J K A（以下「本財団」という。）は、小型自動車競走法（昭和 25 年法律第 208 号、以下「法」という。）第 30 条第 1 項及び小型自動車競走法施行規則（平成 14 年経済産業省令第 98 号）第 38 条並びに本財団が定めた小型自動車競走に係る業務の方法に関する規程（平成 20 年 4 月 1 日平成 20・04・01 製第 9 号認可）第 131 条の規定に基づき、法第 42 条第 1 項の指定を受けた法人（以下「競走実施法人」という。）が小型自動車競走施行者から委託を受けて行う小型自動車競走の実施に関する事務のうち、審判の要領をここに定める。

なお、本要領は、「小型自動車競走実施規則（例）（統一運用指針第 5 号）」（以下「実施規則」という。）に基づくものであるので、当該小型自動車競走施行者の定める小型自動車競走実施規則の条項と本要領における引用条項に相違がある場合は、読み替えるものとする。

目 次

第 1 章 執務の方針	2- 2
第 2 章 審判員の事務分掌	2- 3
第 3 章 執務の要領	2- 6
第 1 節 審判長の執務	2- 6
第 2 節 副審判長の執務	2-10
第 3 節 発走担当副審判長の執務	2-10
第 4 節 発走合図員の執務	2-12
第 5 節 発走員の執務	2-12
第 6 節 決勝審判員の執務	2-13
第 7 節 走路審判員の執務	2-14
第 8 節 計時員の執務	2-15

第9節	記録員の執務	2-16
第10節	周回通告員の執務	2-16
第11節	審判放送員の執務	2-18
第12節	競走車誘導員の執務	2-19
第13節	走路員の執務	2-19
第4章	判定基準	2-20
第1節	判定の着眼点	2-20
第2節	判定基準	2-21
第5章	判定例	2-31
第1節	基本的な判定例	2-31
第2節	複雑な判定例	2-37
第6章	競走における特殊事態発生の場合の処置	2-40
第1節	周回誤認又は選手が全力を尽くして競走しなかった場合	2-40
第2節	不正競走の疑いがあった場合	2-40
第3節	周回通告に誤りがあった場合	2-41
第4節	事故の原因が第三者及び天災地変によって起きた場合	2-41
第5節	全選手が落車の危険に頻した場合又は落車した場合	2-42
第6節	大量に落車し、1人だけゴールインした場合	2-42
第7節	写真判定設備が故障し撮影不能となった場合	2-43
第8節	審判放送の誤報、勝車番号の誤掲等があった場合	2-44
第9節	周回確認灯が故障した場合	2-44

第1章 執務の方針

審判員（審判委員及び係員をいう。）は、常に冷静沈着にして節度ある態度を保持し、確固たる信念に基づき厳正に当該小型自動車競走施行者の定める小型自動車競走実施規則を適用し、正確かつ迅速に審判を行う。

反則は、その理由のいかんにかかわらず、その事実を取り上げ、厳正公平に判定し、ファン及び選手の信頼の上に立って審判するように心掛けるものとする。

(20.4.1)

第2章 審判員の事務分掌

1 審判長

審判長は、公正、適確及び迅速に審判業務を処理し、また審判員を掌握して適切な人員の配置を行い、その任務を行わせる。

(20.4.1)

2 副審判長

副審判長は、3名以内とし、うち1名又は2名を「副審判長」とし、他の1名は「発走担当副審判長」とする。

(15.3.24)

(1) 副審判長は、審判長の職務を補佐し、審判長に事故あるときはその職務を代行する。この場合において、副審判長が2名であるときは、予め競技委員長が定めた職務代行順位による。

(15.3.24) (20.4.1)

(2) 副審判長は、審判長より指示があった場合は、その職務の一部を代行する。

(20.4.1)

(3) 発走担当副審判長は、出場選手を適正に発走させるとともに、発走に関する業務を遂行するため、発走合図員及び発走員を掌握し、その執務分担を明示し、適切な指示を与える。

3 発走合図員

(1) 発走合図員は、発走担当副審判長の任務を補佐し、発走担当副審判長に事故あるときはこれを代行する。

(15.3.24) (20.4.1)

(2) 発走合図員は、発走担当副審判長より指示があった場合は、その職務

の一部を代行する。

(20.4.1)

(3) 発走合図員は、発走担当副審判長の指示命令事項の伝達及び発走員の報告事項の受理を代行する。

4 発走員

(1) 発走員は、発走合図員を補助して、出場選手を適正に発走させる。

(20.4.1)

(2) 発走員は、競走中に事故があった場合、競走路内の選手の救護及び競走車の排除を行う。

5 決勝審判員

(1) 決勝審判員は、競走車が決勝線に到達した順位を判定する。

(2) 決勝審判員は、審判長の指示を受け発走合図機の操作を行う。

(15.3.24)

6 走路審判員

(1) 走路審判員は、競走路を点検し走路内の障害物の除去を行う。

(2) 走路審判員は、試走中及び競走中における実施規則違反の事実、その他競走に関する異状事態について監視し、審判長に報告する。

(20.4.1)

(3) 走路審判員は、審判長の指示により、赤旗を振って競走の進行を中止させる。

7 計時員

計時員は、試走タイム及び競走タイム（競走車の発走から決勝線到達までの所要タイム）を測定する。

(15.3.24)

8 記録員

記録員は、競走終了ごとに競走車の決勝線到達順位、所要タイム、競走成績その他審判に関する記録業務を行うとともに関係部署に対する通報連絡を行う。

(20.4.1)

9 周回通告員

(1) 周回通告員は、競走車が試走に臨む際は、決勝線付近において青旗を振って合図する。

(20.4.1)

(2) 周回通告員は、競走周回ごとに選手に対し、每周残余の周回数を周回通告表示装置又は周回通告表示板（以下「周回通告表示装置等」という。）をもって表示し通告する。

(注) 上記において周回通告表示装置とは、決勝線付近において每周回残余の周回数（最終周回においては、チェッカー模様）を電光掲示する装置と、同装置の残余周回数の表示が1のときに3コーナーから4コーナー付近において黄色灯の点滅を示す周回確認灯をいう。

また、周回通告板とは、周回通告表示装置が使用できないときに残余の周回数を示すために緊急的に使用する表示板をいう。

(20.4.1)

(3) 周回通告員は、競走車が最終周回に臨む際、また競走終了の際は周回通告指示旗をもって表示し通告する。

(20.4.1)

(4) 周回通告員は、審判長の指示により赤旗を振って競走の進行を中止させる。

10 審判放送員

審判放送員は、選手紹介、勝車の決定及び失格審議等の審判に関する放送を行う。

(15.3.24)

11 競走車誘導員

競走車誘導員は、選手紹介に際し、出場する競走車を誘導する。

12 走路員

(1) 走路員は、走路審判員を補助して競走路内の障害物の除去を行う。

(2) 走路員は、競走中に事故があった場合、競走路内の選手の救護及び競走車の排除を行う。

(3) 走路員は、審判長の指示によりその他必要な職務を行う。

第3章 執務の要領

第1節 審判長の執務

1 準備事務

(1) 審判長は、原則として第1競走発走1時間前までに審判員を把握するため人員の点呼を行う。

(20.4.1)

(2) 審判長は、人員の点呼を終了した後、当該小型自動車競走の審判業務の執務配置を定め、各審判員に周知徹底する。

(3) 審判長は、部署別に器材、備品の点検整備を指示し、その点検整備完了の報告を受ける。

(20.4.1)

(4) 審判長は、原則として第1競走出場選手紹介開始30分前までに業務に関するすべての準備を完了させた後、時宜に適した指示を行う。

(20.4.1)

2 出場選手の紹介

(1) 審判長は、所定の時刻、関係委員及び競走車誘導員に選手紹介開始を通報し、下記各号の要領により選手紹介を行わせる。

ア 紹介選手を出走表と照合すること。

イ 紹介中における選手の隊形は、車番号順に一直列縦隊とし、各車の距離は約20mとすること。

(20.4.1)

ウ 紹介中の選手は等距離、等速度をもって周回するものとし、併走及び追越しをさせないこと。

(2) 審判長は、審判放送員に選手紹介に必要な放送を行わせる。

3 試走

(1) 審判長は、選手紹介に引続き下記各号の要領により試走を行わせる。

ア 試走は、車番号の順序に試走に入らせ、原則として2周をもって完了させること。

イ 試走2周のうち決勝線から1周は全力疾走させ、試走タイムを記録すること。

ウ 試走開始から試走終了後ピットインするまでの選手のコースの取り方、乗車姿勢その他必要な事項を指示して、疑惑を招く行為を一切禁止すること。

(2) 審判長は、審判員に指示し、試走開始から試走終了後ピットインするまでの選手を監視させ、ピットイン後当該審判員より選手の動作、競走車の異状の有無等について報告を求める。

(3) 審判長は、試走が完了したときは、各車の試走タイムを検討し、過去の競走成績に比し、著しく不良のもの、又は試走状態の悪いものに対してはその原因を調査し、必要に応じて再試走を行わせる。

(4) 審判長は、選手が試走中落車による負傷若しくは急病若しくは競走車の故障又は再試走の結果出走させることが不適当なため欠車とした場合は、この旨を審判放送員に放送させるとともに関係委員に通報する。

(15.3.24)

(5) 審判長は、試走の結果、選手及び競走車に異状がなかった場合は、出走選手及び競走車を決定し、その旨関係委員に通報する。

4 発走準備

(投票締切り 2 分前)

(1) 審判長は、投票締切り 2 分前の通知を受けた場合は、審判員に執務準備を行わせるため、所定の位置に着かせる。

(2) 審判長は、周回通告員に当該競走距離に応じた周回通告表示装置及び確定掲示器具の点検確認を行わせ、その報告を受ける。

(20.4.1)

(3) 審判長は、決勝審判員に写真判定設備及び発走合図システム装置の点検確認をさせ、その報告を受ける。

(20.4.1) (26.3.28)

(4) 審判長は、計時員に業務に必要な器材及び備品の準備等を行わせ、その報告を受ける。

(15.3.24) (20.4.1)

(5) 審判長は、走路審判員に競走路を点検させ、準備の完了について黄旗を掲げて「準備完了」の合図を行い、その応答を確認する。

(6) 審判長は、審判員がそれぞれ定位置に着いた後、審判員の配置状況を再確認する。

(投票締切り)

審判長は、投票締切りの通報を受けたときは、発走担当副審判長に「エンジン始動」の指示をする。

5 発走

(1) 審判長は、発走準備完了を確認したときは、決勝審判員に発走合図機の始動を指示する。

ただし、発走合図機が使用できない場合は発走担当副審判長に手旗による発走を指示する。

(2) 審判長は、発走合図に当たって、下記各号の要領により発走状態を監視するものとし、適正でない場合は再発走を命ずる。

ア 発走合図が適正であるか否かに注意すること。

イ 全車のスタートが適正であるか否かに注意すること。

ウ スタート時における選手の動作に注意すること。

(3) 審判長は、発走合図機の赤灯が点滅したとき、又は発走が適正でないと認めたときは、当該競走の進行の中止通告を行うとともに、各審判員に赤旗掲示を指示し競走の進行を中止させる。

(15.3.24)

(4) 審判長は、発走が適正でないと認めたときは、直ちに関係委員に再発走を行う旨通報をする。

(20.4.1)

(5) 審判長は、再発走させる場合は、審判放送員に指示してこの旨場内放送を行わせる。

(15.3.24)

(6) 審判長は、再度適正でない発走をした選手に対しては、その原因を調査の上、必要な処置をする。

(7) 審判長は、実施規則第56条の規定により選手を出走停止させたときは、この旨を審判放送員に放送させるとともに関係委員に通報する。

(15.3.24)(20.4.1)

6 競走

(競走の監視)

(1) 審判長は、競走中の選手の走行状況及び次の事項について監視するとともに、走路審判員に競走中の反則又は事故の有無を監視させる。

ア 敢闘精神欠如、周回誤認、妨害行為の有無、回避地帯通過及びその他実施規則違反の事実

(15.3.24)

イ 競走車の故障、落車又は身体の負傷等による退避

ウ その他競走に重大な支障を与える事象

- (2) 審判長は、周回ごとに競走車の決勝線到達順位を記録するとともに、競走中反則の疑いのある場合又は故障、落車等を発見したときは、直ちに車番号、周回場所等を記録し、その原因を把握する。

(20.4.1)

- (3) 審判長は、周回ごとに周回数を把握し、周回通告員の周回通告を確認する。

- (4) 審判長は、周回遅れとなった競走車又は周回遅れとなるおそれがある競走車（以下「周回遅れ等の競走車」という。）があり、他の競走車に周回を誤認させるおそれがあると判断したときは、周回通告員に対し周回遅れ等の競走車への青旗の掲示を省略するよう指示する。

(15.3.24)(20.4.1)

(着順の判定及び勝車の決定)

- (1) 審判長は、全競走車が決勝線に到達したのを確認した後、競走中の事故の有無について走路審判員に標旗をもって報告させ（反則の疑いのある場合は赤旗、ない場合は黄旗）、これに標旗等をもって応答する。

- (2) 審判長は、走路審判員から競走中の事故について報告を受け、反則の疑いについて審議を行う場合は、当該競走車番号その他必要事項を審判放送員に放送させ、かつ反則の疑いを確認した走路審判員又は必要に応じ隣接走路審判員の報告を受けて判定を行う。

ただし、反則被疑車が勝車に関係ないときは、直ちに勝車を決定する。

- (3) 審判長は、審議の結果を審判放送員に放送させるとともに関係委員に通報する。ただし勝車に関係ある選手を失格と判定した場合は、審判長又は副審判長が放送する。

(15.3.24)

- (4) 審判長は、決勝審判員の着順の判定、走路審判員の反則の疑いの有無とその状況及び計時員の計測等の報告を受けた後、着順の判定を行い勝車を決定する。

なお、勝車を決定した場合は、着順確定表をもって関係委員に通報し、決勝審判員及び審判放送員に指示して、勝車に関する確定掲示並びに場内放送を行わせる。

- (5) 審判長が、写真を参考にして判定する場合は、この旨を審判放送員に放送させるとともに関係委員に通報する。

この場合においては、当該被写体を主体として判定に必要な部分を、2 Lサイズに印刷して肉眼にて判定し、当該写真を場内に掲示させる。

(26.3.28)

(その他)

- (1) 審判長は、競走中全力を發揮しなかった選手又は落車又は負傷等により競走を中止した選手若しくは故障した競走車については、競走終了後直ちに管理委員又は検車委員に調査を指示し報告を受けるとともに、必要に応じてその調査結果を審判放送員に放送させる。
- (2) 審判長は、必要に応じ競走態度の不良な選手に対し、注意を与えかつ戒める。

第2節 副審判長の執務

- 1 副審判長は、審判長の任務を補佐し、審判長に事故あるときはこれを代行する。また、審判長より指示があった場合は、その職務の一部を代行する。
- (15.3.24)
- 2 副審判長は、審判長の指示命令事項の伝達及び審判員の報告事項の受理を代行する。

第3節 発走担当副審判長の執務

1 準備事務

発走担当副審判長は、発走合図機等の業務に必要な器材、備品及び通話設備を点検するとともに、発走員に対し発走業務に必要な器材の点検整備を行わせ、これを確認した後所定の場所で待機する。

(15.3.24)

2 試走

- (1) 発走担当副審判長は、試走中所定の位置において選手及び競走車の状況を監視する。
- (2) 発走担当副審判長は、試走を終了した競走車を所定の位置に集結させる。
- (3) 発走担当副審判長は、試走を終了した各競走車について出走直前検査を行う検車員と連絡し、異状の有無を調査の上、その結果を審判長に報告する。
- (4) 発走担当副審判長は、再試走を要する競走車については審判長の指示により速やかに再試走を行わせる。

3 発走準備

(投票締切り 2 分前)

発走担当副審判長は、投票締切り 2 分前の通知を受けた場合は、発走合図員及び発走員全員を所定の場所に整列させ、レース番号、レースの種類、ハンド距離、車番号等を指示した後、定位置に着かせる。

(投票締切り)

発走担当副審判長は、投票締切りとともに出走選手全員を所定の場所に整列させて諸注意を与え、定位置に着かせる。

4 発走

(エンジンの始動)

- (1) 発走担当副審判長は、審判長から「エンジン始動」の指示を受けた場合は、発走合図機の黄灯の点滅を確認し、又は発走員に黄旗を上げさせて選手に対しエンジンの始動を命ずる。
- (2) 発走担当副審判長は、実施規則第 5 7 条の規定により発走員に対し競走車を発走位置に着かせる。

(15.3.24)

- (3) 発走担当副審判長は、所定の位置にあって、下記各号の要領により競走車のエンジンの始動状況及び発走線に着く動作を監視する。
 - ア 車番号、発走位置、出走選手等を再確認すること。
 - イ 全車完全にエンジンを始動したか否かを確認すること。
 - ウ 始動しない競走車については直ちにその原因を調査すること。
 - エ 調査を要する競走車については調査部位及び所要時間等を調査の上、その結果を関係委員に通報すること。

(発走合図)

発走担当副審判長は、発走合図機により行われる発走の状況を監視する。

ただし、発走合図機を使用できない場合は、黄旗を上げて選手に対し注意を喚起した後、白旗を上げて「用意」を示し、白旗を振り下ろして発走させる。

(15.3.24)

(再発走)

(15.3.24)

(1) 発走担当副審判長は、下記各号の場合は、再発走を行わせる。

(15.3.24)

ア フライングをした競走車があったとき。

イ 発走しない競走車があったとき。

(15.3.24)

ウ その他適正な発走をしない競走車があったとき。

(2) 発走担当副審判長は、発走合図機の赤灯が点滅したとき、又は発走が適正でないと認められたとき若しくは審判長の指示を受けたときは、赤旗を左右に振って当該競走の進行を中止し、選手を発走線に戻らせ、再発走させる。

(15.3.24)

第4節 発走合図員の執務

1 発走合図員は、発走担当副審判長の任務を補佐し、発走担当副審判長に事故あるときはこれを代行する。また、発走担当副審判長より指示があった場合は、その職務の一部を代行する。

(15.3.24)

2 発走合図員は、発走担当副審判長の指示命令事項の伝達及び発走員の報告事項の受理を代行する。

第5節 発走員の執務

1 準備事務

発走員は、発走合図員に協力し、発走業務に必要な器材及びヘルメット等

の装着物を整備点検した後、所定の位置に待機する。

2 発走準備

(投票締切り 2 分前)

発走員は、ヘルメット等を装着し、発走合図員の指示に基づき競走車を発走準備位置に着かせる。

3 発走

発走員は、「エンジン始動」の合図に基づき、競走車の後部を押してエンジンを始動し、競走車の最前部を発走線に並べる。

4 競走

発走員は、発走完了を確認した後、直ちに救護態勢に入り、競走車の故障又は身体の負傷により競走の継続が不可能となった選手、又は転倒した競走車が他の選手の走行に妨害となる場合は、別に定める「選手救護等の要領」に基づき、競走の安全を確保するため当該選手を回避地帯に退避させるとともに、当該競走車を排除する。

第 6 節 決勝審判員の執務

1 準備事務

決勝審判員は、必要な器材及び備品の点検を行い記録用紙に必要事項を記入した後、審判長から業務に必要な指示を受ける。

2 選手紹介及び試走

(1) 決勝審判員は、出場選手確定書に基づき紹介中の選手及び競走車を確認する。

(2) 決勝審判員は、試走中の競走車を監視するとともに、試走順番の変動の有無を確認した後、各車の間隔と試走タイムの関係を検討し、審判長に報告する。

(15.3.24)

3 発走準備

(1) 決勝審判員は、競走路を点検し、写真判定設備の日付及び競走番号を確認する。

(26.3.28)

(2) 決勝審判員は、走路審判員及び周回通告員の配置状況を確認した後、準備完了の報告に応答する。

- (3) 決勝審判員は、写真判定設備及び発走合図機の準備完了を再確認し、審判長に報告する。

(26.3.28)

- (4) 決勝審判員は、発走位置に着いた選手及び競走車を再確認する。

4 発走

- (1) 決勝審判員は、審判長の指示を受け発走合図機の操作を行う。

(20.4.1)

- (2) 決勝審判員は、発走の状況を監視する。

- (3) 決勝審判員は、発走に当たって異状車を発見したときは、審判長に通報する。

(15.3.24)

5 競走

- (1) 決勝審判員は、競走中の選手の競走形態を記録する。

- (2) 決勝審判員は、周回ごとに周回数を記録するとともに周回通告表示装置と対照しその確認を行う。

- (3) 決勝審判員は、競走車が決勝線に到達した順位を判定し、到達順位を記録する。

- (4) 決勝審判員は、審判長の競走終了の合図を確認の後、直ちに着順を審判長に報告する。

なお、写真を参考とするときは審判長にその旨報告し、記録表と写真を照合し順位を確認した後、審判長に記録表と写真を提出して審判長の着順の決定を受ける。

- (5) 決勝審判員は、審判長の勝車決定に基づき、着順確定表をもって関係委員に通報するとともに確定掲示を行う。

第7節 走路審判員の執務

1 準備事務

走路審判員は、必要な器材、備品及び通話設備を点検した後、所定の場所で待機する。

2 発走準備

- (1) 走路審判員は、審判長から投票締切り2分前の通告を受けた場合は、人員点呼の後所定の位置に着く。

(2) 走路審判員は、所定の位置に着いた後、競走路の油、異物及び亀裂等の有無について点検を行い、審判長にその状況を報告する。

(3) 走路審判員は、選手が発走位置に着いたときは、決勝審判塔に向って待機する。

(20.4.1)

(4) 走路審判員は、審判長の「発走準備完了」の合図を受けた場合は、準備完了を黄旗を振って応答する。

3 競走

(1) 走路審判員は、審判長から再発走又は競走中止の通告を受けた場合は、これを確認した後、直ちに赤旗を振って競走を中止させる。

(2) 走路審判員は、所定の位置にあって、下記各号の事項に重点をおいて競走中担当区域内の走路における反則又は事故の有無を監視する。

ア 反則被疑車と近くの他の車との距離間隔及び前後差

イ 斜行、交差、押圧、追い抜き、接触等他車との関係

(3) 走路審判員は、レース展開を注視しながら自己の監視区域の競走形態を周回ごとに記録する。

(20.4.1)

(4) 走路審判員は、競走中反則の疑いのある場合又は故障、落車等を発見したときは、直ちに車番号、周回場所等を記録するとともにその原因、経過、結果を把握する。

(5) 走路審判員は、全競走車の決勝線到達を確認した後、審判長に競走に反則の無かったときは黄旗を、反則の疑いがあったときは赤旗を掲げて報告し、審判長の応答を確認した後下ろす。

(6) 走路審判員は、反則の疑いがあった場合は、その周回数、場所、当該競走車番号、行為内容の原因、経過、結果を詳細に審判長に報告する。

第8節 計時員の執務

1 準備事務

計時員は、業務に必要な器材及び備品を整備点検する。

(20.4.1)

2 試走

- (1) 計時員は、選手紹介のとき決勝審判室の定位置にあつて出場選手及び競走車を出走表と対照し、異状の有無を点検する。
- (2) 計時員は、走行中全力疾走の1周（決勝線到達時から1周回後の決勝線到達時まで）の所要タイムを試走タイムとして測定する。
- (3) 計時員は、試走終了後直ちに試走タイムを審判長及び決勝審判員に報告する。

3 競走

(計時)

- (1) 計時員は、投票締切り2分前に決勝審判室の定位置に着く。
- (2) 計時員は、決勝審判室の定位置にあつて、発走合図と同時にタイム測定を開始し、最終周回に競走車が決勝線に到達したときまでのタイムを測定する。

ただし、決勝線の手前で落車し惰力により人車が離れて到達したときは、いずれか後着した方の最前（競走車にあつては車輪の一端）が決勝線の垂直面に到達したときまでのタイムを測定する。

(15.3.24)

- (3) 計時員は、審判長の競走終了の通告を受けたときは、決勝線に到達した順にタイムを審判長に報告した後、記録員に提出する。

第9節 記録員の執務

1 準備事務

記録員は、各記録表及び消耗品を再点検した後、審判長から業務に必要な指示を受ける。

2 選手紹介から競走終了まで

記録員は、審判長の指示により所定の確定書、成績表及び報告書を作成し、審判長の検閲を受けた後、所定の部署に送付し1部を控として保管する。

第10節 周回通告員の執務

1 準備事務

周回通告員は、必要な器材、備品及び通話設備を整備点検し、諸準備を終

了した場合は、審判長に報告した後、所定の場所に待機する。

2 試走

周回通告員は、競走車が試走に臨む際は、決勝線付近において青旗を振って合図する。

(20.4.1)

3 発走準備

周回通告員は、投票締切り 2 分前の通告を受けた場合は、周回通告表示装置を点検し、表示番号が当該競走距離に適合しているかどうかを出走表と照合した後、執務準備態勢を整える。

4 競走

(1) 周回通告員は、審判長から再発走又は競走中止の通告を受けた場合は、これを確認した後、直ちに赤旗を振って競走を中止させる。

(2) 周回通告員は、全車が決勝線を異状なく通過したのを確認した後、先頭車に重点をおいて競走を注視する。

(3) 周回通告員は、周回ごとに先頭車が周回通告表示装置等を視認できる位置に到達するまでに、審判長の確認を受けた上、これを明示する。

したがって、全車が決勝線を通過する前であっても、先頭車が周回通告表示装置等を視認出来る位置に到達するまでに、次の周回数に切り替えて表示する。

(15.3.24)

(4) 周回通告員は、競走車が最終周回に臨む際は青旗を、また競走終了の際はチェッカー旗を振って合図する。

ただし、周回遅れ等の競走車があり、審判長から指示を受けたときは、当該競走車への青旗の掲示を行わない。

(15.3.24)

(5) 周回通告員は、競走終了を確認した後、バックストレッチの 3 コーナーよりにおいて赤旗を振るものとする。

(6) 周回通告員は、全競走車が決勝線に到達したことを確認し、審判長の競走終了の合図を受けた後、次回競走に示す周回通告表示装置の表示数を点検確認した後控室に戻る。

(20.4.1)

第 1 1 節 審判放送員の執務

(15. 3. 24)

1 準備事務

審判放送員は、必要な器材及び備品を整備点検し、併せて放送器の各部の点検、感度、音域、音量、明瞭度について調整を行う。

(15. 3. 24)

2 放送

審判放送員は、勝車の決定、着順成績、選手紹介及び反則審議放送等審判に関する放送を行う。

(15. 3. 24)

3 放送に当たっての心得

(15. 3. 24)

審判放送員は、次の事項に十分配慮し放送を行う。

(15. 3. 24)

(1) 常に電源に注意すること。

(15. 3. 24)

(2) 音量を適正にすること。

(15. 3. 24)

(3) 投票部門その他の放送と重複しないよう注意すること。

(15. 3. 24)

(4) 放送中は雑音が入らないよう注意するとともに、放送以外のときは雑音が入らないようスイッチの開閉に注意すること。

(15. 3. 24)

(5) 審判業務の内容と動きを絶えず注意し、業務の正確を期すること。

(15. 3. 24)

(6) アクセント、イントネーションに注意し、明瞭な発音を心がけること。

(15. 3. 24)

(7) 早口にならないよう注意し、ゆっくりとかみしめるように話すこと。

(15. 3. 24)

(8) 数字は特に明瞭に話すこと。

(15. 3. 24)

第 1 2 節 競走車誘導員の執務

1 準備事務

(1) 競走車誘導員は、原則として第 1 競走開始 1 時間前までに誘導車を整備点検し、これを調整する。

(20.4.1)

(2) 競走車誘導員は、所定の服装を整えた後、待機する。

2 選手紹介

競走車誘導員は、審判長からの合図により、当該競走に出場する選手を競走路に誘導する。

第 1 3 節 走路員の執務

1 準備事務

走路員は、ヘルメット等の装着物を点検した後、所定の場所で待機する。

2 発走準備

(1) 走路員は、審判長から投票締切り 2 分前の通告を受けた場合は、ヘルメット等を装着し所定の位置に着く。

(2) 走路員は、所定の位置に着いた後、走路審判員の指示により競走路内の障害物を除去する。

3 競走

走路員は、競走車の故障又は身体の負傷により競走の継続が不可能となった選手、又は転倒した競走車が他の選手の走行に妨害となる場合は、別に定める「選手救護等の要領」に基づき、競走の安全を確保するため当該選手を回避地帯に退避させるとともに、当該競走車を排除する。

第4章 判定基準

第1節 判定の着眼点

1 判定の着眼点

(1) 審判の判定は、実施規則に抵触する疑いのある行為が作為、不作為にかかわらず、その事実をもってあくまでも遵法精神を基盤とし、厳正公平に行うこと。

(2) 行為の原因、経過及び結果の3要素は、常に不可分の関係にあり、いずれを無視しても、適正な判定は下し得ない。

したがって、実施規則に抵触する疑いのある行為の原因、経過及び結果のすべてについて十分究明審理し、もって総合的な見地から失格の当否を下さなければならない。

2 判定の着眼点に関する3要素

正しい判定を下すため、実施規則に抵触する疑いのある行為を次の3つの要素に区分して検討するものとする。

(1) 原因 行為がいかんにして発生したか、その動機

(2) 経過 行為がいかんにして実行されたか、その経過

(3) 結果 行為の結果がレース及び他の選手に及ぼした影響

3 要素の分析

(1) 実施規則に抵触する疑いのある行為の原因を正確に把握するためには、次の各号について特に留意しなければならない。

ア 行為をした選手自身に起因したものであるかどうかについて

i 単独行為であったかどうか

ii 選手自身の判断の誤りによるものであるかどうか

イ 他の選手の行為に起因したものであるかどうか

i 他の選手の反則行為が逐次波及したものであるかどうか

ii 落車した選手又は競走車を避けるためのものであるかどうか

ウ その他選手相互の偶然の一致によるものであるかどうか

(2) 実施規則に抵触する疑いのある行為を正確に把握するためには、次の各号について特に留意しなければならない。

ア 行為をした時期について

イ 行為をした場所について

ウ 行為の程度について

エ その他について

(3) 実施規則に抵触する疑いのある行為の結果を正確に把握するためには、次の各号について特に留意しなければならない。

ア 競走に与えた影響について

イ 他の選手に与えた影響について

ウ 与えた妨害の程度について

エ 正常な状態に復元するための経過と時間について

オ その他について

第2節 判定基準

◎ 実施規則第60条

審判委員は、発走が適正でないと認めたときは、当該競走の進行を中止し、改めて発走させる。

2. 前項の規定による再発走は、3回を超えてはならない。

(15.3.24)(20.4.1)

[判定基準]

1 「発走が適正でない」とは、次の各号に例示することをいう。

(15.3.24)

(1) フライングをした車があった場合。

(2) 発走合図をした瞬間残留車があった場合又は発走合図の直後に停止した場合。

(15.3.24)

(3) 発走合図後、先頭車が発走合図機の前を通過するまでの間において、スタートに起因する故障又は落車があった場合。

(15.3.24)

(4) 発走合図後、先頭車が発走合図機の前を通過するまでの間において、スタートに起因する先立ち、斜行及び蛇行等により他の選手に被害を及ぼした場合。

(15. 3. 24)

- 2 適正でない発走において、内外線を踏み切ったり、又は妨害等の行為があった場合は失格とせず再発走を行う。
- 3 「再発走は、3回を超えてはならない」とは、当初の発走を入れて4回までである。
- 4 発走の回数は発走合図が完了したとき、(発走合図機の指針が垂直上向きに達した時点、又は発走担当副審判長が白旗を下ろしたとき)を1回とし、途中でやり直したときは回数に含まないものとする。

◎ 実施規則第62条

選手は、勝利を得る意志をもって全能力を発揮して競走しなければならない。

- 2 選手は、競走中残りの周回数を把握し、転倒及び競走車の故障等により競走の継続が不可能となった場合を除き、全能力を発揮して競走を完了しなければならない。

(15. 3. 24) (20. 4. 1)

[判定基準]

- 1 第62条第1項の規定に該当する疑いのある場合は、競走終了後直ちに身体及び競走車の検査を行い競走状況、競走タイムを検討し、かつ、本人を調査した結果をもって判定する。
- 2 第62条第1項の規定に該当する具体例
 - (1) 身体及び競走車に何らの異状がないにもかかわらず、競走中故意に力を抜き競走に全力を傾注しないと明確に見られる場合。
 - (2) 先行する選手と自己との差が著しく離れたにもかかわらず追走しなかった場合。
 - (3) その他競走を放棄し、公正なる競走を行わなかったと認められる場合。
- 3 第62条第2項の規定に該当する具体例

(15. 3. 24)

- (1) 周回数を誤認したことにより、最終周回でない決勝線通過後に、あたかも最終周回であるがごとく減速したとき。

(15. 3. 24)

(2) 周回数を誤認したことにより、最終周回でない第4コーナーの立ち上がりからホームストレッチにおいて、あたかも最終周回であるがごとく第1コーナーへの進路を考慮しない態勢で走行したとき。

(15.3.24)

(3) ホームストレッチとバックストレッチを誤認して、前2号に準ずる行為をしたとき。

(15.3.24)

4 前項各号のいずれかに該当した場合は、当該行為後レースに復帰したか否かは問わず失格とする。

(15.3.24)

◎ 実施規則第64条

選手は、他の選手の走行の安全に支障を及ぼすことのないよう、細心の注意を払って競走を行わなければならない。

2 選手は、競走中みだりに斜行し、又は蛇行してはならない。

3 選手は、競走中他の競走車を押圧し、又は衝突してはならない。

(15.3.24)(20.4.1)

[判定基準]

1 用語の定義

(15.3.24)

(1) 斜行とは、急激に斜めに進路変更して後方の選手の進路と交差することをいう。

(15.3.24)

(2) 蛇行とは、左右に進路を変更して後方の選手の進路を波状的に走行する状態をいう。

(15.3.24)

(3) 押圧とは、併走状態の競走車の一方が、内(外)側によって、相手の競走車の進路を狭めることをいう。

(15.3.24)

(4) 衝突とは、他の選手の競走車又は身体に接触し衝撃を与えることをいう。

(15.3.24)

2 競走妨害行為の例示

(15.3.24)

(1) 前方不注意により、先行選手に追突すること。

(15.3.24)

(2) 当該行為が他の選手の走行の安全に支障が及ぼすおそれがあると予見される状況にもかかわらず、不用意な走行（急激に進路を変更する。急激なスピードでコーナーに進入したことにより立ち上がりにかけて膨らむ。急減速する。斜行又は蛇行する等）を行ったこと。

(15.3.24)

(3) 先行車を追い抜く場合において、安全に支障を及ぼすことのない間隔を確保しなかったこと。なお、安全に支障を及ぼすことのない間隔とは、他の選手の競走車又は身体に接触することなく、又は他の選手に著しく進路変更若しくは急減速させることのない間隔とする。

(15.3.24)

(4) 先行車が後続選手の競走車の進路に入る場合において、十分な距離をとらなかったこと。なお、十分な距離とは、先行車の後輪後端から後続車の前輪前端までおおむね1車身以上の距離を要するものとする。ただし、相互の速度に相当の差があり安全が確保される場合はこの限りではない。

(15.3.24)

3 判定の方法

(15.3.24)

(1) 実施規則第64条各号のいずれかに該当し、かつ、次に掲げる場合は失格とする。

(15.3.24) (20.4.1)

ア その行為を受けた選手又はその影響を受けた選手を落車させた場合

(15.3.24)

イ その行為を受けた選手又はその影響を受けた選手を負傷させ、若しくは競走車を故障させ競走を中止させた場合

(15.3.24)

ウ その行為を受けた選手又はその影響を受けた選手に内（外）線を踏み切らせた場合

(15.3.24)

エ その行為を受けた選手又はその影響を受けた選手に動揺を与えて競走に重大な支障を生じた場合

(15.3.24)

(例 示)

i. その行為を受けた選手が、大きく順位を下げた場合

ii. その行為を受けた選手が衝突又は接触を避けるため急減速又は急激な進路変更をしたことにより、その影響を受けた選手が大きく順位を下げた場合

(15.3.24)

(2) 実施規則第64条各号のいずれかに該当し、かつ、前号に該当する場合であっても次に掲げる場合は、失格とはせず、戒告とする。ただし、第三者に影響を与えた場合は、総合的に勘案し決定する。

(15.3.24)(20.4.1)

ア その行為を受けた選手にも同時に妨害行為があり、一方的に責めることができない場合

(15.3.24)

イ その行為に複数車の走行状態が複雑にからんでおり、一方的に責めることができない場合

(15.3.24)

(3) 実施規則第64条各号のいずれかに該当し、かつ、第1号に該当する場合であっても次に掲げる場合は、免責とする。

(15.3.24)(20.4.1)

ア 他の選手との衝突若しくは接触又は落車した選手を回避するための行為で、かつその走行以外に方法がなかったと認められる場合

(15.3.24)

イ 他の選手の妨害行為のあおりを受けた行為で、かつその走行以外に方法がなかったと認められる場合

(15.3.24)

◎ 実施規則第65条

選手は、競走中回避地帯を通過してはならない。ただし、衝突若しくは接触が第三者によってひき起され、若しくはそのおそれがある場合、又は転倒したものを避ける場合においては、この限りでない。

(15.3.24)(20.4.1)

[判定基準]

1 他の選手の妨害により接触落車を避けるため内外線を踏み切ったが、その後直ちに正常な状態に復し得たにもかかわらずそのまま競走を行った場合は失格とする。

(20.4.1)

2 他の選手の妨害により内外線を踏み切ったが、前後に選手が走行しているため正常な状態に復し得ずやむなく内外線を踏み切りつつ競走した場合は失格としない。

(20.4.1)

3 適正な発走においては、先頭車が発走合図員の前を通過するまでの間に内外線を踏み切った場合失格とする。

◎ 実施規則第66条

選手は、競走中いかなる方法によっても他の選手に助力を与え、又は他の者から助力を受けてはならない。ただし、次条第1項の規定による退避に必要な助力を受けることについては、この限りでない。

(15.3.24)(20.4.1)

[判定基準]

1 この規定に該当する場合は、競走状況その他を総合して判定する。

2 この規定に該当する具体例

(1) 直接的助力

他の選手をいかなる方法によっても助力した場合は被助力者とともに失格とする。

(2) 間接的助力

ア 他の選手に対してペースメーカーとなった場合は、被助力者とともに

に失格とする。

イ 第三者を妨害あるいは取り囲んで特定の選手を有利に導いた場合は、被助力者ととも失格とする。

◎ 実施規則第67条

選手は、競走中競走車の故障等によって競走の継続が不可能になった場合、又は落車した場合は、他の選手を妨害することなく競走車とともに直ちに退避しなければならない。

2 競走の最終周回において決勝線の手前で落車した場合であって、落車したままの状態選手と競走車が決勝線に到達したときは、競走を完了したものとする。

(15.3.24)(20.4.1)

[判定基準]

- 1 「競走車の故障等によって競走の継続が不可能になった場合」とは、競走車の故障等により速度が著しく遅くなった場合若しくはエンジンの駆動力によらない走行又は停止若しくは降車した場合をいう。
- 2 「落車したままの状態」とは、落車してその惰力により滑り又は空転する状態をいう。なお、滑り又は空転したが決勝線手前で停止した場合であって選手が歩き、手足を伸し又は競走車を移動して決勝線に到達したときは失格とする。

◎ 実施規則第70条

到達順位の判定は、次の各号による。

- (1) 選手と競走車が一体で決勝線に到達した場合は、車輪の一端が決勝線の垂直面に到達した順位
- (2) 第67条第2項の規定による場合であって、選手と競走車が離れて決勝線に到達したときは、選手又は競走車の後着した方の最前部（競走車にあつては車輪の一端）が決勝線の垂直面に到達した順位

(15.3.24)(20.4.1)

〔判定基準〕

- 1 「選手と競走車が一体」とは、選手の身体の一部が競走車に接着していれば一体とみなす。
- 2 決勝線の手前において、実施規則第65条ただし書により内（外）線を踏み切ったが正常に復する余裕がなくそのままの状態では決勝線の延長線上に到達した場合は、回避地帯の当該延長線を決勝線と認め判定する。

(15.3.24)(20.4.1)

- 3 落車入着の判定の特殊なケース（妨害行為で反則となった者を除く。）
 - (1) 決勝線の手前において、自己の責めに帰さない落車で横がしていたA選手を後続のB選手が避けきれずこれに追突、そのためA選手が競走車と一体で決勝線に到達した場合は、決勝線に対して前方の位置にある車輪の一端をもって判定し、また、A選手と競走車が離れて決勝線に到達した場合は、後着した方の最前部（競走車にあっては決勝線に対し前方の位置にある車輪の一端）をもって判定する。
 - (2) 決勝線の手前において、AB2選手が落車しAB2選手の競走車が絡み付いて離れないまま、AB2選手が共にその絡み付いた競走車と一体で決勝線に到達した場合は、A選手とB選手は同着とし、AB2選手のいずれかの競走車のうち決勝線に対し前方の位置にある車輪の一端をもって判定する。
 - (3) 決勝線の手前において、AB2選手が落車しAB2選手の競走車が絡み付いて離れないまま、A選手はその絡み付いた競走車と一体で決勝線に到達し、B選手は競走車と離れて決勝線に到達した場合の着順は
ア A選手については、AB2選手いずれかの競走車のうち決勝線に対して前方の位置にある車輪の一端をもって判定する。
イ B選手については、絡み付いた競走車より先に決勝線に到達した場合は、A選手とB選手は同着とし、AB2選手のいずれかの競走車のうち決勝線に対して、前方の位置にある車輪の一端をもって判定し、絡み付いた競走車より遅れて決勝線に到達した場合は、B選手の身体の前部をもって判定する。
 - (4) 決勝線の手前において、AB2選手が落車しAB2選手の競走車が絡み付いて離れないまま、AB2選手が共にその絡み付いた競走車と離れて決勝線に到達した場合の着順は

ア AB 2選手とも絡み付いた競走車より先に決勝線に到達した場合はA選手とB選手は同着とし、AB 2選手のいずれかの競走車のうち決勝線に対して前方の位置にある車輪の一端をもって判定する。

イ A選手が絡み付いた競走車より先に、B選手は絡み付いた競走車より遅れて決勝線に到達した場合は、A選手はAB 2選手のいずれかの競走車のうち決勝線に対して前方の位置にある車輪の一端をもって判定し、B選手は身体の最前部をもって判定する。

ウ AB 2選手とも競走車より遅れて決勝線に到達した場合は、ABそれぞれの選手の身体の最前部をもって判定する。

エ 決勝線の手前において、自己の責めに帰さないで落車した場合であって、落車したままの状態選手と競走車が一体で決勝線の延長線上に到達したときは、車輪の一端が決勝線の延長線上の垂直面に到達した瞬間をもって判定し、選手と競走車が離れて決勝線の延長線上に到達したときは、選手又は競走車の後着した方の最前部（競走車にあつては車輪の一端）が決勝線の延長線上の垂直面に到達した瞬間をもって判定する。

オ 決勝線の手前において、自己の責めに帰す理由により落車した場合であつて、内(外)線を踏み切り決勝線の延長線上に到達したときは、実施規則第65条の規定により失格とする。

(15.3.24)(20.4.1)

4 車輪で判定する場合の基準

(1)「車輪」とは前輪又は後輪のうち、決勝線に対して前方の位置にある車輪をいう。

(2)「車輪の一端」とは、タイヤの一端とする。ただし、タイヤが離脱した場合はリムの一端とする。

(3)一方の車輪が飛散した場合は、残った方の車輪の一端で判定する。

(4)前後車輪が飛散した場合は、車体の最前部をもって判定する。

5 その他

判定写真上において、他選手と重なっているため着差を判定するための車輪又は身体の部分が写し出されていない場合の着順の判定は、次による。

(1)選手及び競走車の位置関係並びに決勝線直前における状況等から着差があると推定することが合理的かつ妥当であると認められる場合は、着

差を付ける。

- (2) 選手及び競走車の位置関係並びに決勝線直前における状況等から同着であると推定することが合理的かつ妥当であると認められる場合は、同着とする。

◎ 実施規則第75条

委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、競走を不成立とし、その旨を宣言する。

- (1) 降雪、豪雨その他の理由により競走を取りやめたとき。
 - (2) 第60条第2項の規定により競走を取りやめたとき。
 - (3) 出走すべき選手及び競走車がなくなり又は一車のみとなったとき。
 - (4) 決勝線に到達した選手及び競走がなかったとき。
 - (5) 競走中、落車等の事故、突風若しくは豪雨等の天災地変又は観客の投石その他の妨害により競走の続行が不可能と認められるとき。
 - (6) 競走中、周回通告員が誤った周回通告を行ったとき。
 - (7) 前各号以外の場合であって、競走の実施に重大な支障を生じたとき。
- 2 前項第5号から第7号までに掲げる場合においては、審判委員は、競走を停止させることができる。

(15.3.24)(20.4.1)

[不成立要件の例示]

1 第75条第1号関係

試走開始後、発走時までの間における突然の天候不良、オイル漏れ、投票関連機器若しくは照明設備等の競技関連機器の故障により競走を実施することができなくなった場合。

(なお、試走開始前に取りやめたときは競走中止とする。)

(15.3.24)(20.4.1)

第5章 判定例

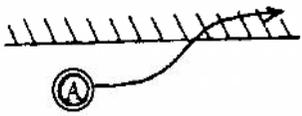
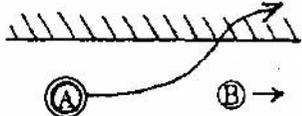
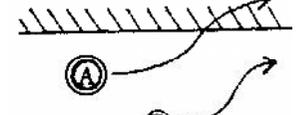
第1節 基本的な判定例

本判定例は、オートレースにおける反則失格及び非失格と判定される単純な場合を具体的に分かりやすく、しかも簡潔に図示したものである。もちろん、実際の競走においてはこのような単純の場合もあるが、これらが複合して瞬間的に起こることもある。したがって、これらの状況を頭に描き審判執務の参考とすることが必要である。

- (注) 1 ◎は「失格」
2 ○は「非失格」
3 ×は「落車」
4 ⊗は「接触」
5 は「内(外)線」
6 →は「進路及び方向」

1 内（外）線踏切

(1) 「回避地帯の通過禁止」に該当する失格例

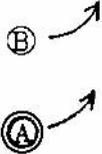
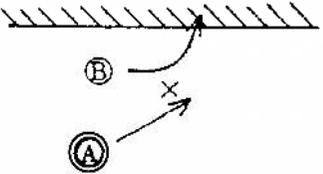
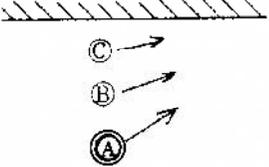
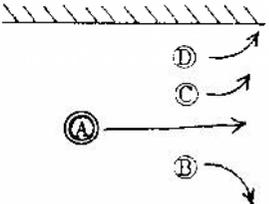
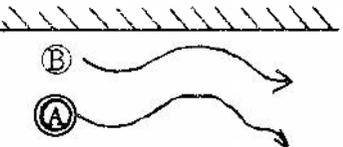
<p>例 1</p>		<p>Ⓐがなんら理由なく内（外）線を踏み切った場合。</p>
<p>例 2</p>		<p>後方のⒶが先行せるⒷを追い抜かんとして内（外）線を踏み切った場合。 (例7を参照)</p>
<p>例 3</p>		<p>ⒶがⒷの妨害を受け、内（外）線を踏み切ったがその後直ちに常態に復し得たにもかかわらずそのまま競走を続行した場合。</p>
<p>例 4</p>		<p>Ⓐが例3と同様の理由で内（外）線を踏み切った後先行Ⓒを追い抜いた場合。</p>

(2) 「回避地帯の通過禁止」に該当する非失格例

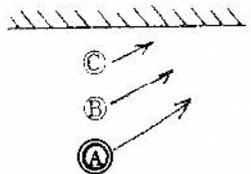
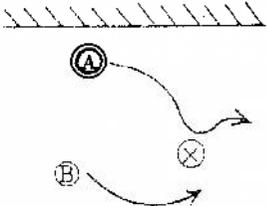
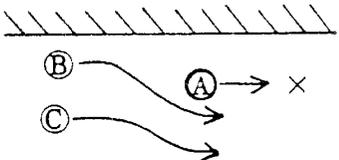
<p>例 5</p>		<p>㊸が㊶の妨害により内（外）線を踏み切ったことが判然としかつ、直ちに常態に復した場合。</p>
<p>例 6</p>		<p>㊸が例5と同様の理由で内（外）線を踏み切ったが、前後に㊸㊸がいるために常態に復し得ずやむなく相当長い間踏み切った場合。</p>
<p>例 7</p>		<p>先行する㊸が落車転倒したため㊶がこれを避けんとして内（外）線を踏み切った場合。</p>

2 競走妨害

(1) 「競走中の妨害禁止」に該当する失格例

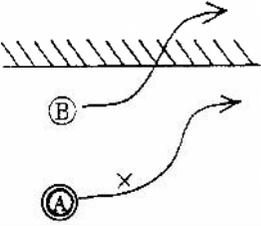
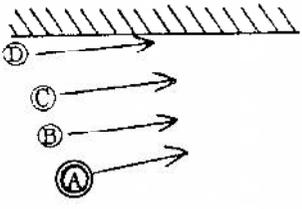
例 8		<p>①の内(外)側を②が併走している場合これを大きく内(外)側に押圧した場合。</p>
例 9		<p>①が内(外)側にある②を徐々にあるいは急激に押圧し②に内(外)線を踏み切らしあるいは落車せしめた場合。</p>
例 10		<p>①が併走中の多数選手②③を内(外)側に押圧し②をして競走を困難にしかつ③をして内(外)線を踏み切らせた場合。</p>
例 11		<p>①が先行する②③のきんしょうの間げきに突込み、その結果が著しく大きく妨害を与えた場合。ただし先行する②③の間を追い抜く場合先行車に実害を与えなければ失格とはならない。</p>
例 12		<p>①②併走中①が波状的に走行し②の競走を著しく妨害した場合。</p>

(2) 「競走中の妨害禁止」に該当する非失格例

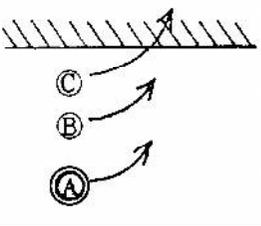
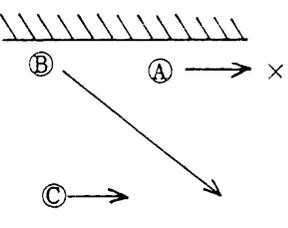
<p>例 13</p>		<p>⑥が④の妨害を受けこれを内(外)側に避けるため③を押圧するも⑥は失格とはならずこの原因を作った④が失格となる。</p>
<p>例 14</p>		<p>内側の④のきんしょうなふくらみにより接触したが⑥の速度が早いため④を内側に押圧する等の極端な結果となっても原因が④である以上⑥は失格とはならない。</p>
<p>例 15</p>		<p>先行する④の落車転倒を避けるため⑥は③を外(内)側に押圧する結果となっても⑥は失格とはならない。</p>

3 進路妨害

(1) 「競走中の妨害禁止」に該当する失格例

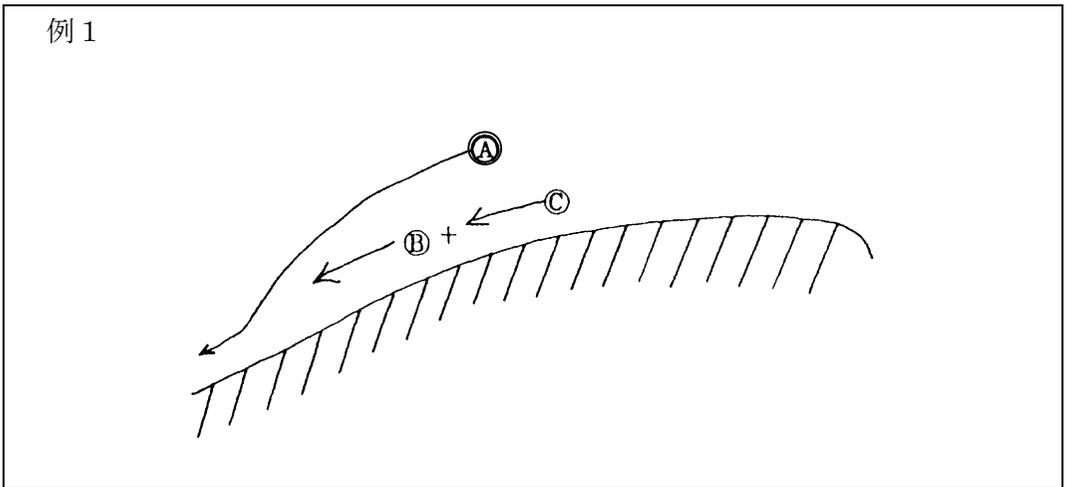
<p>例 16</p>		<p>①が急激に進路を内(外)側に変更し②と接触あるいは落車等の動揺を与え又は内(外)線を踏み切らしめた場合。</p>
<p>例 17</p>		<p>①が②③等の前方を急激に斜行したため、②③等がそれぞれ押圧等の妨害行為の原因を作った場合。</p>

(2) 「競走中の妨害禁止」に該当する非失格例

<p>例 18</p>		<p>①の急激な斜行によって②が③の進路に入っても②は失格とならず①が失格となる。</p>
<p>例 19</p>		<p>②が先行する①の落車転倒を避けるため外(内)側に進路を変え③の進路と交差しても②は失格とはならない。</p>

第2節 複雑な判定例

例1



①は②を追い抜きその距離がおおむね1車身なのに②の進路に入る。

②は①との接触を避けるため減速した。このため後続の③は②に追突落車した。

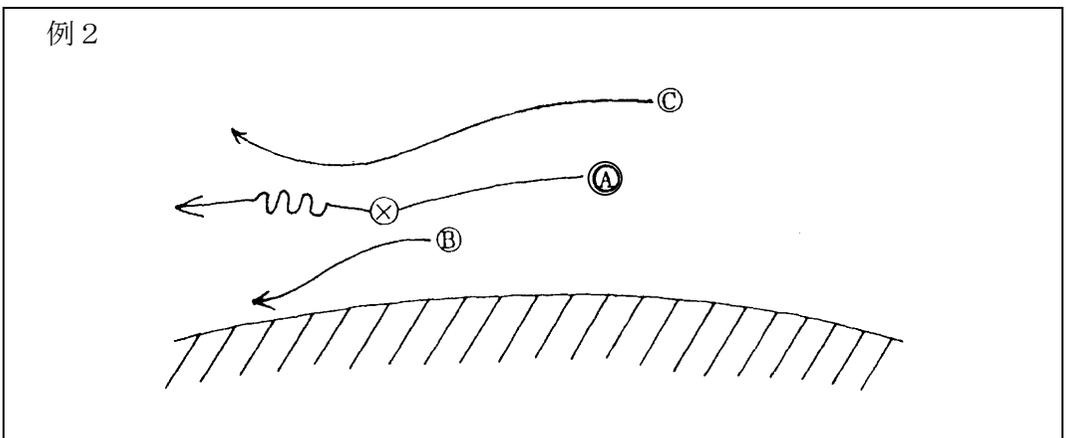
「判定」 ① 失格

② 非失格

「着眼点」

①の後続車②に及ぼした実害の有無及び、それが第三者の③に与えた影響の程度が判定の基準である。

例2



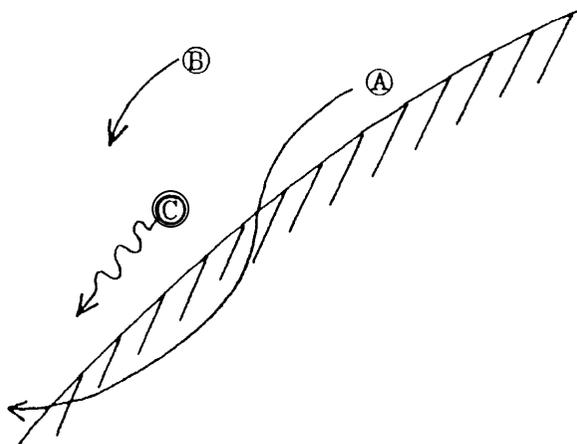
後方よりスパートしてきた④は、⑤を追い抜くとき急激に⑤に車を寄せたため⑤と接触した。このため④は車の安定を失いふらつき外側に斜行、後続の③の進路を著しく妨害した。

「判定」 ④ 失格
⑤ 非失格

「着眼点」

④が⑤に及ぼした実害の有無及びそれが第三者に与えた影響の程度が判定の基準である。

例 3



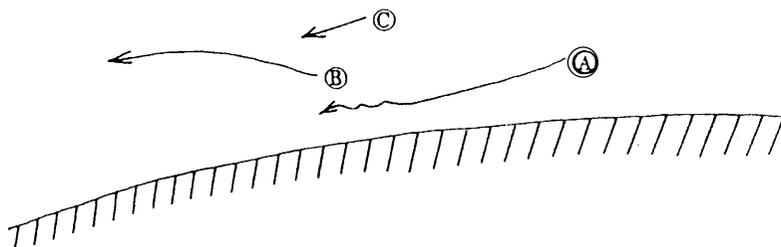
先行していた③は、エンジン焼付のため急激に減速した。このため後続の④は③との衝突を避けるため、進路を変えようとしたが、⑤がいるためやむを得ず内（外）線を踏み切りつつ③を追い抜きただちに正常に復した。

「判定」 ④ 非失格
③ 失格

「着眼点」

④は、事故を防止するためやむなく回避地帯を通過したものであるため、回避地帯の通過禁止の条項は適用しない。

例 4



②の後方よりスパートしてきた①は、内線に沿って先行していた②の内側へ強引に突込んだ。②は①との接触を避けるため車を起して外側へ逃げた。

このため、②と併走してきた③の進路に斜行する結果となった。

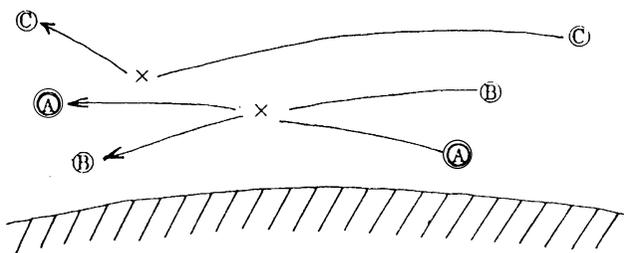
「判定」 ① 失格

② 非失格

「着眼点」

①が②に及ぼした影響の程度と②が③に及ぼした影響の原因が判定の基準である。

例 5



①は、外側にふくらんだため、後方よりスパートしてきた②に後輪をはられ落車した。このため、後続の③は、①に接触して落車した。

「判定」 ① 失格

② 非失格

③ 非失格

「着眼点」

②が規定のコースをとっていたか否かが判定の基準である。

第6章 競走における特殊事態発生の場合の処置

競走における思わぬ事態の発生は千差万別な形態で、かつ時期を選ばず発生するものであって、迅速かつ適切な処置を行わなければ、観客に疑念を抱かせ、ひいては騒じょう事故に発展するおそれがある。その処置に当たっては迅速、適確な効果的運営が要求されるから、具体的な事態の事例とその処置事項を示し、これに準拠して処置し、事故防止に努めるとともに運営の万全を期するものとする。

第1節 周回誤認又は選手が全力を尽くして競走しなかった場合

(状 況)

- 1 周回を誤認したと明らかに認められる場合。
- 2 選手が故意に力を抜き全力を傾注しないで競走した場合。
- 3 競走車の性能を発揮しないで、終始緩慢に競走した場合。
- 4 先行する選手と自己との差が著しく離れたにもかかわらず追走しなかった場合。

(処 置)

事故発見者：当該ケースを発見したときは、直ちに審判長に報告し、レース終了後さらにその詳細を審判長に報告する。

審判長：(1) 競走終了後、直ちに管理委員及び検車委員に当該選手の身体及び競走車の検査を依頼するとともに当該選手より事情を聴取する。また、競走終了後必要ある場合は、直ちに放送その他の措置を講ずる。

(2) 原因及び状況を正確に把握した後、必要な措置を講ずる。

第2節 不正競走の疑いがあった場合

(状 況)

発走前に不正競走の疑いがあった場合。

(処 置)

審判長：当該選手につき不正競走の疑いとなるべき情報を把握したときは直ちに必要な措置を講ずる。

第3節 周回通告に誤りがあった場合

(状況)

競走中、周回通告員が誤った周回通告を行った場合。

(処置)

事故発見者：直ちに審判長に報告する。

審判長：事故発生を明確に確認した後、直ちに全審判員に事故発生競走停止を通告し、競走を停止させるとともに委員長の承認を得て実施規則第75条第1項第6号の規定に基づく競走不成立の宣言を委員長名をもってすみやかに審判放送員に放送させる。

走路審判員：審判長の事故発生競走停止の通告を確認したときは、速やかに赤旗を振って競走を停止させる。

周回通告員：同上

(15.3.24)

第4節 事故の原因が第三者及び天災地変によって起きた場合

(状況)

競走中全競走車が決勝線に到達する以前にファンによる投石、犬の侵入等又は豪雨、突風等によって公正安全な競走の続行が不可能と判定された場合。

(処置)

事故発見者：直ちに審判長に報告する。

審判長：自ら事故を発見し、又は報告に基づき事故発生の有無、状況を適確に判断した後、直ちに全審判員に事故発生競走停止を通告し、競走を停止させるとともに委員長の承認を得て実施規則第75条第1項第5号の規定に基づく競走不成立の宣言を委員長名をもって速やかに審判放送員に放送させる。

走路審判員：審判長の事故発生競走停止の通告を確認したときは、速やかに赤旗を振って競走を停止させる。

(15.3.24)

周回通告員：同 上

(15.3.24)

第5節 全選手が落車の危険に頻した場合又は落車した場合

(状 況)

- 1 落車転倒選手、競走車若しくは車体部品等が走行軌跡上に残留し又はオイル漏れ等により、全選手が落車の危険に頻した場合又は落車した場合。

(15.3.24)

(処 置)

事故発見者：状況を適確に把握した後、直ちに審判長に報告する。

審 判 長：自ら事故を発見し、又は報告に基づき状況を適確に判断し直ちに全審判員に事故発生競走停止を通告し、競走を停止させるとともに、委員長承認を得て、次により競走不成立の宣言を委員長名をもって速やかに審判放送員に放送させる。

(15.3.24)

- (1) 全選手が落車した場合は、実施規則第75条第1項第4号の規定に基づく不成立とする。

(20.4.1)

- (2) 全選手落車の危機に瀕し競走を停止した場合は、実施規則第75条第1項第5号の規定に基づく不成立とする。

(20.4.1)

走路審判員：審判長の事故発生競走停止の通告を確認したときは、速やかに赤旗を振って競走を停止させる。

周回通告員：同 上

(15.3.24)

第6節 大量に落車し、1人だけゴールインした場合

(状 況)

大量に落車し、1人だけゴールインした場合。

(処 置)

走路審判員：競走終了後直ちに落車の原因、状況を詳細に審判長に報告する。

審判長：(1) 走路審判員の報告に基づき、ゴールインした選手を反則失格ではないと判定した場合は、次のとおりの勝車決定状況とともに競走の状況を審判放送員に詳細に放送させる。

この場合において、単勝式勝車投票法及び複勝式勝車投票法については、勝車が存在するが、それ以外の勝車投票法(枠番号2連勝単式勝車投票法、普通枠番号2連勝複式勝車投票法、拡大枠番号2連勝複式勝車投票法、3連勝単式勝車投票法及び枠番号3連勝複式勝車投票法)においては、勝車がないため、法第18条第1項第3号の規定に基づく投票の無効とする旨委員長に報告し、委員長名をもってその宣言を速やかに審判放送員に放送させる。

(15.3.24)(20.4.1)

(2) ゴールインした選手を反則失格と判定した場合は、審議の結果を発表するとともに、委員長の承認を得て実施規則第75条第1項第4号の規定に基づく競走不成立の宣言を委員長名をもって速やかに審判放送員に放送させる。

(15.3.24)(20.4.1)

第7節 写真判定設備が故障し撮影不能となった場合

(状 況)

- 1 発走以前に写真判定設備の故障が明らかな場合。
- 2 発走後又は写真判定設備の始動直後に故障した場合。
- 3 停電により切り替えが間に合わない場合。

(処 置)

決勝審判員：故障発見と同時に審判長に報告するとともに故障の個所、程度、現場修理の可否及びその所要時間等を速やかに調査の上再度審判長に報告する。

審判長：決勝審判員の報告に基づき、その状況に応じて次の各項によって処置させる。

- 1 発走以前に写真判定設備の故障等が明らかな場合は、修理が完了するまで発走を延期し、この旨を関係委員に報告するとともに、審判放送員に放送させる。

(15.3.24)

- 2 発走后写真判定設備の故障等により写真判定が不能となった場合は、目視により着順の判定を行い、この旨を関係委員に報告するとともに審判放送員に放送させる。ただし、写真判定を行う必要がないときは、写真判定設備の故障等に関する放送を省略することができる。

(15.3.24)

第8節 審判放送の誤報、勝車番号の誤掲等があった場合

(状況)

- 1 審判放送の内容に誤報があった場合。
- 2 勝車番号が確定板に誤掲された場合。

(処置)

事故発見者：速やかに審判長に報告する。

審判長：状況を的確に判断して速やかに審判放送員に指示し、訂正放送を行わせるとともに、関係委員に通報する。

第9節 周回確認灯が故障した場合

(15.3.24)

(状況)

- 1 発走前に周回確認灯が故障した場合。

(15.3.24)

- 2 発走後に周回確認灯が故障した場合。

(15.3.24)

(処置)

事故発見者：故障発見と同時に審判長に報告するとともに故障の程度、現場

修理の可否及びその他所要時間等を速やかに調査の上再度審判長に報告する。

(15.3.24)

審判長：報告に基づき故障発生状況を明確に確認し、その状況に応じて次の各項によって処置させる。

(15.3.24)

- 1 発走前に周回確認灯の故障が判明した場合は、直ちに修理させるものとし、発走時刻までに修理が完了しないと判断したときは、周回通告表示装置による周回数表示が正常であることを確認した上、周回確認灯を使用せずに競走を行う旨関係委員に報告するとともに審判放送員に放送させる。

(15.3.24)

- 2 発走後に周回確認灯の故障が判明した場合は、周回通告表示装置による周回数表示が正常であることを確認した上、周回確認灯を使用せずに競走を続行させる。

また、競走終了後速やかにこの旨を関係委員に報告するとともに、審判放送員に放送させる。

(15.3.24)

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日）

この要領は、公益財団法人JKAの登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則（平成26年3月28日）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

「参考」

「小型自動車競走の審判の要領」は、日本小型自動車振興会から財団法人 JKA への事業承継に伴い、新規制定された。

本規程集における本要領の改正経緯については、日本小型自動車振興会の「審判の要領」のものを含めて掲載している。

審判の要領

昭和37年10月1日（昭和38年1月22日・37重第10631号承認）

- 改正 昭和44年3月1日（昭和44年2月28日・44重第 356号承認）
- ” 同 46年4月1日（同 46年3月30日・46同第 598号同 ）
- ” 同 50年8月25日（同 50年8月25日・50機第 1842号同 ）
- ” 同 52年4月27日（同 52年4月27日・52同第 719号同 ）
- ” 同 53年10月27日（同 53年10月16日・53同第 1549号同 ）
- ” 同 58年11月16日（同 58年11月10日・58同第 2629号同 ）
- ” 平成元年4月1日（平成元年3月28日・元同第 590号同 ）
- ” 同 13年1月6日（同 12年12月22日・平成12・12・22同第10号認可）
- ” 同 15年4月1日（同 15年3月24日・同 15・03・20製第17号同 ）